

新潟市競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、新潟市契約規則（昭和59年新潟市規則第24号）第6条の規定により入札参加資格者として認められた者（以下「有資格業者」という。）の指名停止等の措置に関して必要な事項について定める。

(指名停止及び資格の取消)

第2条 市長は、有資格業者が別表第1及び別表第2の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件の一に該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者に指名停止等の措置（以下「指名停止」という。）を行うものとする。

- 2 市長が指名停止を行ったときは、指名停止の期間中、当該指名停止にかかる有資格業者を指名してはならない。当該指名停止期間中、当該有資格業者の入札参加資格は停止され、競争入札には参加できないものとする（一般競争入札にあつては入札参加資格要件を失い、指名競争入札にあつては指名が取り消されたものとする。）。
- 3 有資格業者が別表第2第3号（1）又は第4号に該当する場合で、極めて悪質と認められるときは、3年間を上限に競争入札参加資格を取消す（以下「資格取消」という。）ものとする。
- 4 市長は、第1項の規定にかかわらず、有資格業者について情状酌量すべき特別な事由があるときは、指名停止等の措置を行わないことができる。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第3条 市長は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

- 2 市長は、前条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。
- 3 市長は、前条第1項又は前2項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

第4条 有資格業者が一の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

- 2 有資格業者が次の各号の一に該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍（当初の指名停止の期間が1か月に満たないときは、1.5倍）の期間とする。

- (1) 別表第1又は別表第2の各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1か年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に、それぞれ別表第1又は別表第2の各号の措置要件に該当することとなったとき。
- (2) 別表第2第1号から第2号まで又は第3号から第5号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3か年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第2号まで又は第3号から第5号までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。
- 3 市長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未滿の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。
- 4 市長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を越える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍(当該長期の2倍が36か月を超える場合は36か月)まで延長することができる。
- 5 市長は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。
- 6 市長は、指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めるときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

(審査委員会の意見聴取)

第5条 市長は、第2条第1項若しくは第3条各号の規定により指名停止を行い、前条第5項の規定により指名停止の期間を変更し、又は同条第6項の規定により指名停止を解除しようとするとき、あるいは第2条第3項の規定により資格取消を行おうとするときは、あらかじめ、新潟市請負工事等入札参加資格要件等審査委員会（以下「審査委員会」という。）に図って意見を聴くものとする。ただし、審査委員会を開催する時間的余裕がない場合は、審査委員会委員長の了承を得た上で、後日、審査委員会に報告するものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例)

第5条の2 市長は、第2条第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号の一に該当することとなった場合には、指名停止の期間を加重するものとする。

- (1) 談合情報を得た場合、又は市職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格業者が、当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第2第3号（1）又は第4号に該当したとき。
- (2) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第2第3号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。
- (3) 市職員又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）